

事務連絡
平成31年1月16日

各 都道府県介護保険担当課（室）
保険者機能強化推進交付金 ご担当者 殿

厚生労働省老健局
介護保険計画課交付金審査・交付係

平成31年度保険者機能強化推進交付金の実施について

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々ご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

今般、保険者機能強化推進交付金（都道府県分、市町村分）（以下「交付金」という。）の平成31年度における扱いについては下記のとおりといたしますので、ご了知の上、管内市町村への周知に特段のご配慮をお願いしたい。

記

1 交付金の趣旨

高齢者の自立支援、重度化防止や介護予防等の取組を進めていくためには、PDCAサイクルを活用して市町村の保険者機能を強化していくことが重要である。

この一環として、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた市町村の取組や都道府県による市町村支援の取組を支援するため、平成30年度予算において、本交付金を創設したところである。

平成31年度予算案において、都道府県分と市町村分を合わせて200億円を計上しているので、高齢者の自立支援・重度化防止等に関する市町村の取組や市町村の取組を支援する都道府県の取組を推進するため、本交付金を積極的に活用していただきたい。

2 予算規模

平成31年度予算案 200億円

※ このうち都道府県分については、約10億円程度を充てることを予定している。

3 評価指標

評価指標については、平成30年度に実施した評価指標を基に見直しを行った上で設定することを予定しており、評価指標の詳細については、追ってお示しする。

なお、評価指標については、事業スタート間もないことを踏まえ、第7期介護保険事業（支援）計画期間内での抜本の見直しは行わず、最低限の見直しとすることを予定していることを申し添える。

4 スケジュール（案）

平成30年度から新たに創設された本交付金は、保険者機能の強化に向けて、高齢者の自立支援・重度化防止等に関する様々な取組の達成状況に関する評価指標を設定した上で国が交付するものであるが、各地方自治体においても、本交付金の交付事務を通じて自己評価を行うことにより、取組状況が把握されたところである。

一方で、本年度は初回であったこともあり、内示時期が遅くなったため、都道府県、市町村において本交付金を活用した事業を実施しづらかったことから、別添のとおり、平成31年度は内示時期を早める必要がある。

そのために、平成31年度の評価指標を早急に発出するので、都道府県、市町村における自己評価についても極力速やかに実施していただくよう、ご協力をお願いしたい。

本交付金は、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた市町村の取組を支援し、一層推進することを趣旨としていることを踏まえ、市町村が本交付金を活用して、地域支援事業等を充実し、高齢者の自立支援、重度化防止、介護予防等に必要な取組を進めることができるよう、平成31年度当初予算あるいは平成31年度当初予算での計上が困難な市町村においても、平成31年度補正予算での計上について検討をお願いしたい。

【担当者連絡先】

交付金審査・交付係 馬場、及川

TEL：03-5253-1111（内線2165）

03-3595-2890（ダイヤルイン）

FAX：03-3503-2167

Mail:kaigo-koufukin@mhlw.go.jp

別添

2019年度保険者機能強化推進交付金の方向性について

1. 方向性

- 本年度から新たに創設された本交付金は、保険者機能の強化に向けて、高齢者の自立支援・重度化防止等に関する様々な取組の達成状況に関する評価指標を設定した上で国が交付するものであるが、各地方自治体においても、本交付金の交付事務を通じて自己評価を行うことにより、取組状況が把握されたところである。
- 一方で、本年度は初回であったこともあり、内示時期が遅くなったため、都道府県、市町村において保険者機能強化推進交付金を活用した事業を実施しづらかったことから、2019年度は内示時期を早める必要がある。
- そのために、2019年度の評価指標を早急に発出するので、自治体における自己評価についても極力速やかに実施していただくよう、ご協力をお願いしたい。
- また、評価指標については、事業スタート間もないことを踏まえ、第7期計画期間内での抜本の見直しは行わず、最低限の見直しとすることとする。

2. 指標見直しの主な内容

- 計画策定に係る指標について、PDCAとして2年目に実施すべき項目に変更
- アウトカム指標の配点の拡充、精緻化 など

3. スケジュール

